

令和7年度
第3回逗子市下水道事業運営審議会

議事録

令和7年10月21日（火）開催

令和7年度 第3回逗子市下水道事業運営審議会
会議録

日時：令和7年10月21日（火）

午前10時30分～11時34分

場所：市役所5階第2会議室

出席者

委員

鎌田素之	会長	森岡泰裕	職務代理
松森豊	委員	渡邊欣子	委員
崎間憲和	委員	若林広晃	委員

桐ヶ谷 覚 市長

事務局

須田環境都市部担当部長	津田環境都市部次長	船田下水道課長	
青木担当課長	森副主幹	吉井係長	池永主事

欠席者

徳永理恵 委員

傍聴者

1 名

議題

1. 会長及び職務代理者の選出について
2. 逗子市下水道事業の概要と財政状況について
3. 下水道使用料のしくみと今後の改定について
4. その他

配付資料

審議会次第

資料1：逗子市下水道事業の概要と財政状況について

資料2：下水道使用料のしくみと今後の改定について

資料3：今後の審議会スケジュール

委員名簿

逗子市下水道事業運営審議会条例

船田課長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第3回逗子市下水道事業運営審議会を開催いたします。本日は、委員改選後初めての審議会となりますので、委員の委嘱を行います。後ほど会長の選任をさせていただきますが、それまでの間は、私、環境都市部下水道課長、船田が進行させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、私がお名前をお呼びしますので、お手数ですが、その場でお立ちいただき、委嘱状をお受け取りください。

～委嘱状交付～

船田課長

ありがとうございます。なお、本日、徳永委員は欠席となりますので、後日お渡しをさせていただきます。以上、7名の方が逗子市下水道事業運営審議会委員として決定いたしました。皆様におかれましては、2年間どうぞよろしく願いいたします。それでは、市長より一言御挨拶をさせていただきます。市長、よろしく願いいたします。

市長

皆さん、おはようございます。初めての審議会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。今、お話がありましたように、5名の方に新たに委員になっていただきました。また、2名の方は継続ということで、引き続きお願いをいたします。

この2年間の期間でありますけれども、大変重要な時期であるというふうに認識しております。逗子市も、いち早く下水道事業をスタートいたしました。それは、初代市長でありました方が、歩いて駅に向かうのに、雨の日、長靴でなく行ける町にすると、こういう政策の下に、いち早く下水道事業に着手いたしました。結果、早くに敷設も終わりましたし、100%の普及率もいち早く達成した本市であります。逆に、その更新の時期が他の市町よりも早いというところに当たります。この間、下水道使用料につきましても、17年間改定がなかった。この原因は、ときの議会との関係でありますとか、長期に日本の経済が停滞していた、そういった中からも値上げが浸透しなかったということでありましょうけれども、今後、下水施設を改修するに当たりましては、適正な使用料の徴収が、これはもう必須であるというふうにとり決めをされております。そうした中、今年度、またその後にも改定を含めて、何とか受益者の皆さんに必要な費用はお願いするということを進めていかなくてはなりません。そのためには、市民の皆さんも分かって、それはそのとおりだと言っただけ、そういった情報の提供、また、丁寧な説明というものも必要になってまいります。いずれにしましても、逗子市にとりまして、この下水道改修事業が控えている今、大変重要な時期になっております。相当な金額を要する大事業になりま

す。しかしながら、基本的なインフラでありますので、あってもいいし、なくてもいいというのではなく、もう絶対に生活する上での必要なインフラという観点から、行政に大きな依存することなく、適切に運営できるような体制をどう構築するか、これが最大の課題というところであります。

どうか皆様におかれましては、それぞれのお立場で、適切な御意見を頂戴しながら、市民目線、そしてまた、公の部分からも適切な御判断をいただいて、我々の下水道事業が遅滞なく進んでいく、それを目指していきたいと思いますので、御協力のほうをよろしくお願いを申し上げます。

これで御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

船田課長

ありがとうございました。大変申し訳ございませんが、市長はこの後、公務の予定がございますので、退席をさせていただきます。

市長

すみません、ありがとうございます。しゃべるだけしゃべって、失礼します。

船田課長

それでは、会議を進めさせていただきます。今、傍聴者の方が入ってこられるので、少々お待ちください。では、傍聴者の確認をいたします。ただいま1名でございます。傍聴者の方におかれましては、会議を静粛に傍聴していただきまして、本日の審議会の円滑な御進行に御協力いただきますよう、あらかじめお願い申し上げます。

なお、本日の審議会につきましては、会議を録音させていただきますとともに、全て情報公開の対象となることをあらかじめ御承知おきください。

それでは、初めに配付資料の確認をさせていただきます。事前にお送りさせていただいた資料は、会議次第、資料1、逗子市下水道事業の概要と財政状況について、資料2、下水道使用料のしくみと今後の改定について、資料3、今後の審議会スケジュール、委員名簿、逗子市下水道事業運営審議会条例でございます。

また、本日、参考として机上に配付させていただいた資料は、日本下水道協会パンフレットの「下水道に行ってみた」という小冊子及び逗子市公共下水道事業経営戦略でございます。資料の配付漏れはございませんでしょうか。

次に、本日の会議ですが、出席委員は6名でございますので、逗子市下水道事業運営審議会条例第5条の規定により、会議の成立を御報告いたします。

それでは、審議に入る前に、新任の方、再任の方、それぞれいらっしゃいますので、簡単に結構ですので、自己紹介をいただければと思います。

松森委員のほうからお願いします。

松森委員

こんにちは。私、72歳のもう隠居のじじいでございます。

隠居のじじいがやることというと、自治会の活動なんかをやっておりまして、そこで防災部長をやっております。防災関係で、いろいろ市の会議なんかも出て、あと、久木の会議なんかも出て、そういうことを話しておりましたら、私どものほうの古参の方がいらっしやいまして、その方が、松森、おまえ、こういうのがあるから出てみたらどうだというのを言われまして、私はその方に逆らえませんが、分かりました、じゃあ、応募しますと言って応募をした次第であります。

今は久木の、ちょっと長くなっていいですか、1，2分。久木避難所運営委員会というところのメンバーでもあるんですけど、今一番ホットな話題が、避難所に人が来たと、その方たちの糞便をどうするんだという話が、今一番ホットでございまして、当然大地震なんか起きると、やっぱり下水道が使えなくなる状態で、それでどんどん1日3回とか、そういうことでどんどん糞便がたまっていったら、それは一体どうするんだろうと、ひょっとして打つ手がないんじゃないかというような話になっているんですよ。それを聞いて、やっぱり下水道はめっちゃくちゃ大事なんだということが本当に、もう如実に目の前に突きつけられまして、じゃあ、こういう委員会には出席できてよかったななんてことも思っている。ちょっと、実際、災害と、またそれとはまた別かもしれませんが、やっぱり災害に備えるということで、管渠の更新もなされているわけですから、そういうことをやっぱり推進していかなくちゃいけないなということを私は如実に感じておりますので、そういう防災の面からの意見も言わせていただこうかなということを思っております。

以上でございます。

船田課長

ありがとうございます。よろしく申し上げます。それでは、次に、渡邊委員、お願いいたします。

渡邊委員

渡邊欣子と申します。逗子に引っ越してきて15年ほどになるんですけども、私もちょっと隠居予備軍みたいな感じで、自分の住んでいる地域とか、そういうことに関していろいろ見たい、知りたいという時間も興味も今一番あるかなと思ひまして、身近にある、ふだんは上水道のことをよく知っているつもりなんですけれども、下水道はやっぱり今、正常に運営されているので、それが当たり前みたいに思っているんですが、そうではないのかもしれないと思って、ちょっといろいろ知りたいと思って、委員に応募させていただきました。よろしく申し上げます。

船田課長

ありがとうございます。よろしく申し上げます。次に、崎間委員、お願いいたします。

崎間委員

崎間と申します。よろしくお願いいたします。私は公認会計士をしておりまして、昨年の1月まで、大手の監査法人に勤めていたんですけども、2月に独立して、個人の会計

事務所をやっております。久木のハイライドの下のほうですね、ローランドのほうに住んでおまして、住宅兼事務所ということでやっております。仕事は、大体東京とかですることが多いんですけども、せっかくこういう機会をいただきましたので、逗子市、地元にご貢献できることがあればと思っております。日本公認会計士協会の神奈川県会から推薦をいただいて、今回、委員にならせていただきました。あまり下水道のことは詳しくはないんですけども、企業会計の見地から、財務面、サポートできることがあればと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

船田課長

ありがとうございます。続いて、森岡委員、お願いいたします。

森岡委員

森岡と申します。どうぞよろしく願いいたします。私は現在、日本水道工業団体連合会と申しまして、上下水道、工業用水道に携わる企業、団体を取りまとめる組織に勤めております。それ以前は、数年前まで公務員をしておまして、国全体の下水道を主に担当しておりました。微力ながら、何かお役に立つことがあればと考えております。今回、初めてですが、どうぞよろしく願いいたします。

船田課長

ありがとうございます。次に、若林委員、お願いします。

若林委員

若林と申します。どうぞよろしく願いいたします。私は、神奈川県内の12市6町の上水道事業を営んでいる県営水道のうち、鎌倉市、逗子市及び葉山町を担当している鎌倉水道営業所長という立場で出席させていただいております。

水道事業も、人口減少で料金収入が減少していくという中で、先ほど市長からもお話があったとおり、莫大に設備投資をしなければならぬということで、上水道も下水道も非常に厳しい状況にあります。そんな中、どのように効率的に運営していくのかという視点で、同じ公営企業を営んでいる立場で発言させていただければと思います。財政の専門の方や市民の方もいらっしゃいますので、どちらかというところと施設整備計画目線で発言させていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

船田課長

ありがとうございます。最後に、鎌田委員、お願いいたします。

鎌田委員

関東学院大学の理工学部の鎌田といいます。よろしく申し上げます。水環境の研究をやらせていただいて、専門は水道なんですけど、三浦半島だけは下水道の仕事をやらせていただいておりますので、ぜひよろしく願いいたします。委員も代わりましたので、いろいろ皆さんと意見を交わしながら、委員会を進めていければと思いますので、ぜひ皆さん、よろしく願いいたします。

船田課長

ありがとうございます。続きまして、本日の出席職員の紹介をさせていただきます。

須田担当部長

おはようございます。環境都市部担当部長をしております須田と申します。

担当部長ということで、担当は道路とか下水道とか河川であるとか崖地であるとか、そういう土木系の内容の所管になっています。私も何とか、事務職員ではあるんですが、5、6年たちますので、大分いろいろ覚えてきたところですので、今年度、これからもまた勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

津田次長

この4月から、環境都市部の次長を拝命いたしました津田陽一と申します。部長の御挨拶にもございましたように、担当として、都市整備課長を兼務しております。内容的には道路管理者でもあり、崖地対策、市営住宅があり、住環境の中の1つとしての下水道というのも非常に重要な部分になりますので、皆様におかれましては、いろんな見地で御指導、アドバイスをいただければと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

船田課長

改めまして、下水道課長を務めさせていただいております、船田と申します。よろしくお願いいたします。私は技術職なんですけれども、処理場の職業から平成5年に入りました、その後、下水道を長く務めさせていただいております。逗子市の下水道事業の会計は、令和元年度から公営企業会計に移行いたしました。それまでは特別会計という会計だったんですけれども、ますますその辺の会計面におきましては、有知識者の崎間様も来られて、委員の皆様におかれてはより一層、経営面を始め、技術面においても、2年間、御一緒に審議を務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。簡単なんですけれども、よろしくお願いいたします。

青木担当課長

下水道課の担当課長をしています青木と申します。主に下水道施設の再整備を担当させていただいております。以前は、横須賀市の下水道事業に長く携わってまいりましたけれども、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

森副主幹

下水道課の森と申します。施設系の係長をさせていただいております。主に施設を見ておりますので、そのことについて皆様に助言をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

吉井係長

下水道係の係長をしております吉井と申します。よろしくお願いいたします。下水道係として、事務職側として経理的なお金の管理ですとか、そういったところをしておりますので、よろしくお願いいたします。

池永主事

下水道係のほうの主事をしております池永と申します。今回の審議会の窓口になりますので、拙いこともあるかと思いますが、2年間よろしく願いいたします。

船田課長

それでは、ここから、会長及び職務代理者の選出に入らせていただきます。本日の議題として、議題1、会長及び職務代理者の選出についてでございますが、会長は、審議会条例第4条の規定により、委員の互選により選出することとなっておりますが、皆様、いかがでしょうか。

森岡委員

よろしいでしょうか。知識と経験が豊富で、逗子市の下水道に長く関わっておられる鎌田委員にお願いしたらいかがでしょうか。

船田課長

ただいま、森岡委員より鎌田委員を推薦する御提案がありました。皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

船田課長

ありがとうございました。全員異議がないようですので、審議会の会長は鎌田委員が選出されました。それではお手数ですが、会長は会長席のほうへ御移動をお願いしてよろしいでしょうか。

鎌田会長

はい。

船田課長

ありがとうございました。それでは、会長となられました鎌田委員から、御挨拶をお願いいたします。

鎌田会長

改めまして鎌田です。よろしく願いいたします。大変潜越ではございますが、会長のほうを務めさせていただきたいと思っております。

前回の、前期任期から委員も少し変わられて、公認会計士の方、それから下水道行政で長く国を引っ張ってこられた森岡様が委員に入られましたので、いろいろな部分で企業会計のお話であったり、下水道行政の補完をいただけるかと思っております。当然、使用者の方の委員もちゃんとおられて、逗子の下水の状況をいろいろ御意見いただければと思っております。昨今、先ほども若林委員と少しお話をしていたんですが、水道、下水、いろんなトラブルがございまして、それがもうすぐメディアに上がるような状況になってきています。水道だと、水が吹いて分かりやすく事故が起こるんですが、下水道はどうしても流れていって、どんどん穴が大きくなるということで、いろんな問題が今、世の中で発生していると思

ます。

昨日も私、三浦市の下水道の委員会に参加させていただいたんですけれども、今、どの自治体もやはりその対策をするために、使用料を上げるということが必要になってきています。

今回も、そこら辺が主な議題になると思いますので、ぜひ、皆さんの意見をいただきながら、下水道の難しいところは、雨水は公費の負担、それから、皆さんが出される汚水に関しては市費の負担ということで、水道は皆さんが使われた分だけお金を取るということで、非常に分かりやすいんですが、下水に関しては、雨水と汚水というのが今日、御説明があると思いますが、その部分が少し難しいのと、なかなかごみもそうですが、使ったものに対してお金を払うという理解が市民の方から得られないというところが、水道よりも難しいところかなと思いますので、その辺、皆さんに忌憚ない意見をいただきながら審議会を進めていければと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

船田課長

ありがとうございます。引き続き、職務代理者の指名についてでございます。審議会条例第4条第3項の規定により、会長があらかじめ職務代理者を定めることとなっておりますので、会長に指名していただきたいと思います。

鎌田会長

下水道行政に造詣の深い、森岡委員にお願いをしたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

鎌田会長

森岡委員、お願いできますでしょうか。

森岡委員

微力ながら務めさせていただきます。

鎌田会長

ありがとうございます。

船田課長

森岡委員、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。これで、議題1の会長及び職務代理者が決まりましたので、ここからの会議の進行につきましては、審議会条例第5条第2項の規定により、会長にお願いしたいと思います。

鎌田会長

それでは、議題の2から4につきまして、次第に沿って進めさせていただきたいと思います。委員が改選されておりますので、少し基本的なところからになるかもしれませんが、下水道の基本的なところから少し御説明をいただき、皆様の理解を深めさせていただけ

ればと思います。

それでは、議題の逗子市の下水道事業の概要と財政状況について、事務局から御説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

池永主事

ただいまより、逗子市下水道事業の概要と財政状況について、私、池永のほうから御説明させていただきます。

まず初めに、下水道事業の概要について御説明をさせていただきます。そもそも、下水道の役割とは何かと簡単に説明をしていきたいと思っております。下水道の役割は大きく3つに分けられます。まちを浸水から守ることの「浸水防除」、まちを清潔にすること「公衆衛生の向上」、身近な環境を守ること「公共用水域の水質保全」、これらの3つの役割を担っております。下水道を整備することによって、悪臭や害虫を防ぎ、生活環境が改善される、現在はそれが当たり前のことになっておりますが、市民の皆様の安全・安心な生活を守るために欠かせないものになります。

次に、下水道事業の下水とは一体どういったものを示すのかといたしますと、まず、雨水は下水道管に流れ込んだ雨の水を指します。そして、汚水とは家庭やビルなどから流される、雨水以外の汚れた水のことを指します。この雨水と汚水、合わせて下水ということで、逗子市の下水道事業は、汚水の他市内の一部の雨水を排除し、きれいにして海に流すという役割を担っています。汚水を集めた後、下水処理場できれいにします。ごみを取り除き、微生物などの力を借りながらきれいにした後に、海や川へ放流します。逗子市の下水道処理場は、浄水管理センターという名前になっております。

続いて、現在、本市の下水道事業がどのようなことを取り組んでいるかについて御説明いたします。本市下水道事業は、昭和36年に集中豪雨による被害を受けまして、昭和38年度から都市下水道事業に着手しまして、雨水整備を開始しました。その後、生活環境の改善を目的に、昭和41年度から公共下水道事業に着手しまして、昭和47年度から公共下水道の供用開始ということになります。今年度で、下水道事業の供用開始から53年がたっております。その後、下水道の整備を進めまして、平成14年度には、県内でいち早く処理人口普及率が100%を達成しました。これにより、市内の市街化区域、どこに住んでいても、下水道につながることができるということになります。水洗化率は、令和6年度時点では99%になります。これは、くみ取り式のものや、浄化槽を使用している世帯があるため100%ではありませんが、くみ取り式トイレ及び浄化槽の件数については、対象者への接続の働きかけ等によりまして、年々減少しているような状況になっております。

続いて、本市の処理区域内人口については、令和6年度末時点で5万7,658人となっております。ピークである平成21年度には、6万782人でした。また、世帯数につきましては、2万7,800世帯付近を停滞しておりますが、人口も減少傾向にあることが分かるかと思っております。

続きまして、下水道事業が保有している施設や設備について簡単に説明いたします。市内に張り巡らされた下水道管の総距離は、令和6年度末時点で256キロメートルになります。これは、逗子駅から愛知県の名古屋駅までの距離と同じぐらいになっております。現在、合流改善事業といたしまして、雨水と汚水を合わせて1本の下水道管で流している地域、久木とかの合流地に対して、雨水管と汚水管に分ける工事を現在行っておりますので、総距離は僅かではありますが、伸びているという感じになっております。

続きまして、自然流下によって下水道管に集められた汚水は、ポンプ場を経由して浄水管理センターに集められます。中継ポンプ場は市内に2か所、浄水管理センターは1か所になっております。そのほかにも、マンホールポンプ場や、雨水吐き室などの設備もあります。

続いて、浄水管理センターについて、1年間で処理する水量は、過去5年平均で950万m³です。東京ドームで例えますと、約7.7杯分になります。浄水管理センターに集められた汚水は、約12時間をかけてきれいな水に処理されまして、海へ流されています。また、現在、浄水管理センターは、包括委託によって運営しております。

少し余談ではありますが、逗子海岸とリビエラ逗子マリーナでは、令和4年度から令和7年度までに4年連続でブルーフラッグという国際環境認証の制度を取得しております。ブルーフラッグの取得には、水質の達成条件もあることから、浄水管理センターで放流している水がきれいだということが分かると思います。

続いて、本市の下水道事業、先ほども説明したように、供用開始から53年が経過しております。人口普及率については100%になっていることもありまして、本市の下水道施設は、今、整備するというよりも維持管理業務がメインの業務になっていますが、今後は、適切な維持管理を行いながら、老朽化が進行している浄水管理センターの再整備に向けて取り組んでいく予定になっております。そのため、機械や設備を取り替えること、更新や改築の費用が増大していくということが予想されております。また、浄水管理センターの再整備につきましては、令和3年度末に同じ場所での建て替えを想定した再整備基本構想を策定しており、令和7年度には、日本下水道事業団と協定を結び、今後、基本計画の策定に向けて動き出しているという状況になっております。

こちら、画像をご覧いただきたいのですが、汚水管と雨水管をまとめて管渠といたしまして、一般的なこの管渠の耐用年数は、50年とされており、現在お配りした経営戦略では、耐用年数50年を超える管渠24.71%になると想定しております。また、10年後、令和15年度末には、56.43%になることが想定されており、これは供用開始時に管渠整備を早く進めたために、それに応じて耐用年数を超える管渠が増えているということが分かるかと思えます。耐用年数を超えたからといって、すぐにその管渠が壊れてしまうわけではありませんが、老朽化対策が今後の課題の1つになっております。

続いて、管渠の維持管理のことについて説明します。実際の例を挙げて説明していきま

す。今ある管渠を引き続き補修をし、新しく取り替えるべきところは取り替え、市民の皆様の生活に影響が出ないような対応を行っております。こちらの写真は、陶磁器製の管渠が破損してしまったものや、木の根が詰まってしまったものになります。こういった場合、画像の一番右側の塩化ビニル製の管への交換を行っており、令和6年度は、管の清掃や交換工事を52件行いました。

続いて、こちらの写真は、マンホールの蓋を補修する様子になります。職員の市内パトロールや、市民の方からいただいた通報によって、マンホールのがたつきや破損が発見された場合には、撤去し、新しいマンホールに取り替えております。こちらの工事の件数に関しては、令和6年度は24件行いました。

続きまして、令和6年度中に行った下水道管の建設改良工事の一覧になります。先ほどのような簡単な補修ではなく、大規模な補修が必要だと判断した箇所に関しては、延命化の工事を行います。また、久木のハイランド地区等にありますが合流式の下水道を分流式に変換する合流改善工事や、浸水や地震等の災害対策に関する工事を行っており、令和5年度から令和6年度は継続事業として、内水浸水想定区域図の作成を行いました。こちらの詳細については、市のホームページにも掲載しておりますので、よろしければ御覧ください。

続いて、処理場やポンプ場の建設改良工事について御紹介いたします。処理場やポンプ場の係る更新工事に関しては、令和6年度は4件行いました。なお、突発的な故障などを除きまして、ストックマネジメント計画に基づいて工事を行っております。ストックマネジメント計画とは、緊急度の高い箇所の点検や調査を行いまして、工事を行う優先順位を決めているような計画になります。これにより、1年度だけ事業費が高くなるといったことを防ぎまして、効率的に工事を行うことが可能になっております。

一度、ここで区切らせていただきます。

鎌田会長

分かりました。ここで一旦、質疑をお受けしたいと思います。何でも構いませんので、御質問をいただければ。時間の関係で少しはしょってお話をいただいているかなと思いますので、御質問があれば、もう少し細かいところまでの御説明いただければなと思いますので、挙手をいただければ指名させていただきますので、御発言いただければと思います。皆様、いかがでしょうか。

渡邊委員

すみません、分からない用語があるのでいいですか。

鎌田会長

はい、ぜひどうぞ。お願いいたします。

渡邊委員

13ページの浄水管理センターについて、ここには書いていないんですけども、包括委

託で運営されているとおっしゃっていたかと思うんですけれども、それはどういう意味になりますか。すみません、使用者としてはちょっと分からなくて。

鎌田会長

では、事務局から御説明いただければと思います。

船田課長

それではお答えします。包括委託というのは、平成18年頃から全国的にこのような管理方法の提案がございまして、本市でも、下水処理場の他、中継ポンプ場、その他の小規模なポンプ場も含めて運転管理をしております、以前は、個別に職員が一つ一つ契約をしたり、運転のみならず、細かいところで言いますと、様々な消防設備やら何やら全ての部分を個別に管理委託するという運営をしておりました。それを、運営の効率化や、一元管理というところで、簡単に言いますと委託事業者を1社にして、ポンプ場、処理場をはじめ、運転管理に係る部門を一括でお願いしていると。あと、まとめ上げるだけでなく、運転を預ける業者の裁量、技量に任せるという側面もありまして、市からの細かい指示がなくても、効率化を図っていくというような方式でございます。本市では平成21年度から、処理場、ポンプ場に係る分野でその方式を行っております。

松森委員

ということは、かなりの長期契約ということですよ。

船田課長

契約自体は3年ごとに契約更新というところになっておりますが、今のところは、当初から受けていただいている事業者が、結果的に行っております。

鎌田会長

よろしいですか。

渡邊委員

はい、ありがとうございます。

鎌田会長

その他、ございましたら、挙手いただければと思いますが。松森委員、お願いいたします。

松森委員

これはちょっと久木ハイランドの地域的な話になっちゃうんですけど、分流雨水と汚水でしたっけ、分流工事をやっていただけということで、私としてはすごくうれしく思います。

防災の観点から言うと、それが合流だったら、もし、富士山なんか噴火して、灰なんかはやっぱり一遍に汚水管が詰まるということになっちゃいますので、今、その話を聞いて、私、ものすごくうれしいんですけれども、それは大体いつぐらいに完了する予定なんでしょうか。

鎌田会長

では、事務局のほうで御回答いただければ。

船田課長

こちらの事業、実は長きにわたりまして行っており、国のほうでも合流式下水道の改善というような動きが、平成の10年代以降でありまして、本市におきましては、工事自体につきましては平成23年度から、年間およそ400メートル弱ぐらいの距離をやらせていただきまして、これは何をしているかと言いますと、現状は、久木のハイランド地区において、道路排水とかも含めて、家屋の雨樋等の雨水を含めて合流管に入っているんですけども。

松森委員

側溝の水なんかも。

船田課長

はい、主に今、やらせていただいているのは道路排水、結構な量になる道路排水の下水道管への流入量を減らしていくに行っています。

松森委員

要するに、道路の側溝からの雨水も含まれるということですか。

船田課長

そうですね、側溝整備というふうに工事中は表示させていただいていますけれども、道路側溝から流入する雨水が多量に下水道の合流管に入りますので、それを分離する工事を、平成23年度から粛々とやっております、当面、今のペースでいきますと西暦で言いますと2039年頃までかかる見通しで、まだこれはフィックスじゃなく目安でございます。

松森委員

相当かかりますね。

船田課長

あと14年ぐらい。

松森委員

その間、富士山が噴火しないことを。

船田課長

そうですね、さっきもちょっと話題に上がっていた、合流管にそういう灰が積もったとか、入って行ってしまったとか、工事のペースも、また今後、見直す場面はあるかもしれませんが、今現状はそのようなペースでやらせてもらっています。

松森委員

もちろん予算があることですので、でも、そうやって前向きにやっていただけると。

船田課長

計画する道路延長についてなんですけど、約全体で1万メートル、10キロとなっております。ハイランド全体のところで計画していますが、令和6年度末でようやく半分ぐらい、

49%ぐらいの進捗でございます。

松森委員

そうですか。すごくお金もかかって大変な作業だと思いますが、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

鎌田会長

よろしいでしょうか。その他はいかがでしょうか。若林委員、お願いします。

若林委員

スライドの15ページ目のところについて、下水道が営まれて53年経過しているということなんですけど、年度ごとのこの管渠の整備延長という整理の仕方をされているのでしょうか。恐らくこの経営戦略の30ページに、標準耐用年数50年を迎える管渠の棒グラフがあるんですけど、これをそのまま50年ずらせば、敷設年度のグラフになると考えられますが、そうすると、敷設のピークが1972年ぐらいということではよろしいのでしょうか。

船田課長

よろしいでしょうか。

鎌田会長

どうぞ。

船田課長

供用開始は、今おっしゃったところの1972年、昭和47年からになります。それに先立ちまして、そこのスタートに向けて、管渠は順次整備をしてきたところで、逗子市としては污水管のほうは、平成14年度に100%どなたでも下水道を使用できるという状況に概成しました。ピークが1970年代、棒グラフ、資料で見ると集中しておりますので、それが令和15年末では56%になるということで、これは経営戦略からの抜粋で、10年間の計画を現状で作ったもので、10年後にはこのような状況になるというような表記をしています。

鎌田会長

よろしいですか。

若林委員

先ほど、ストックマネジメントと仰っていたので、これを平準化するような形で10年間の計画を作られたという、そういうイメージでいいのでしょうか。

船田課長

そうですね、今度、維持のほうは、なるべく平準化を目指したいとは思っています。

森副主幹

ストックマネジメントの計画自体は、調査とかもやった上で、50年たったからすぐ直すというものではなくて、調査して、管渠に問題なければ、もちろん使用が続くような形になりますので、それを50年、100年というスパンで、どのぐらいのレベルで直していけばいいか計画を立てています。基本調査し、調査した上でレベルが高ければ直していく、そ

れを年間幾らという、平準化し直すという形になります。水道管とかは、50年たったらすぐ直すという感じがあるんですけど、下水道の場合は、50年たった管を全部入れ替えるという感じではないです。そのため、基本的には調査して、悪くなった管を計画的に直すという形でやっています。一気に全部直しますという形ではないというところだけ御承知いただければ。

若林委員

ありがとうございました。

鎌田会長

ひとまずよろしいでしょうか。続きもごさいますし、また最後に少し時間を取らせていただければと思いますので、それでは、続きまして財政状況の説明をお願いしたいと思います。お願いいたします。

池永主事

続きまして、下水道事業会計のことを簡単に御説明した後、現在の逗子市の下水道事業の運営に係る財政状況について御説明をさせていただきます。

本市の下水道事業に関しましては、令和元年度、公営企業会計へ移行しております。公営企業の考え方はどういうふうな意義があるかなどについては、次の議題に詳細な説明をしますが、一般的な官庁会計と異なりまして、決算の作成時、損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書の3つの財務諸表を作成し、公表することになっております。今回は、令和6年度決算の財務諸表の内容から、経営指標に基づきまして、逗子市の経営状況について説明をしたいと思います。

まず最初に、下水道事業会計では、下水道施設を維持管理する取引である収益的取引と、整備改築するための取引である資本的取引にわけられます。収益的取引とは、例えば、浄水管理センターやポンプ場を運転するための光熱費、人件費、先ほど御紹介した管の清掃や、マンホール等の蓋の取替工事などが維持管理に当たるものになります。続いて、資本的取引とは、先ほど紹介した処理場の機械の更新など、古い設備を新しく取り替える工事代や、それに係る人件費などが含まれております。同じ工事代金や人件費だったとしても、それぞれの性質によって、どちらの取引に該当するのかを分けなければならないという決まりがあります。そのうち、収益的取引についてまとめたもの、計算書が損益計算書というものになります。

損益計算書からは、1年間、下水道施設が維持管理するためにどのような活動を行い、どのような経営成績だったかを知ることができます。いわゆる赤字、黒字と呼ばれるものに関しては、この損益計算書で把握することができます。企業がその期間内にいかなる経営活動するかによって、どれだけの経営成績を上げたかということを知り、それに基づいて過去の経営を分析することで、将来の方針を立てることができるというものになります。

こちらは、令和6年度の損益計算書の一部を抜粋してまとめたものになります。まず、

通常業務に係る収入から費用を引いた金額が営業損益になります。令和6年度では、下水道使用料などの営業収益が10億2,898万5,000円から、維持管理するための費用などの営業費用が18億165万円、こちらを差し引きまして、7億7,266万5,000円のマイナスということで、つまりは営業損失という形になりました。営業損失に、資金調達に係る収入や費用を足し引きした金額が経常損益になります。令和6年度では、先ほどの営業損失7億7,266万5,000円に、一般会計からの補助金など、営業外収益7億4,702万7,000円を足し、支払利息などの営業外費用4,136万5,000円を差し引いて、6,703万3,000円のマイナス、つまりは経常損失になりました。加えて、令和6年度は、過去の下水道使用料の調定減を過年度損益修正損として3万5,000円を特別損失に計上したため、経常損失は差引きをして6,703万8,000円の最終的な成績が当年度純損失になります。いわゆるこの赤字、黒字というのはこちらの数字で判断することになります。令和6年度の下水道事業会計に関しては、6,703万8,000円が赤字だったということになります。

ここまで御説明したのか、下水道施設の維持管理をするための取引、つまりは収益的取引に関する収支になります。その収支が令和6年度は赤字だったため、本市に関しては、下水道施設を維持管理するための収入と支出の均衡が取れていないということが分かります。なお、この赤字か黒字かについては、先ほど説明いたしました公営企業会計を導入したことで明らかになりました。本市においては令和元年度に導入してから、毎年赤字を計上しており、その累積は令和6年度時点で5億3,065万4,738円となりました。

続きまして、資本的収支に関して、つまりは下水道施設を整備・改築するための取引に関する収支なのですが、下水道施設を整備、改築するためには多額の費用がかかりますので、企業債、つまりは借金の借入れ等で収入を賄っております。令和6年度における下水道施設を整備、改築するための収入は、企業債や補助金を合わせまして7億1,260万8,000円でしたが、整備、改築するための支出は、5億8,856万6,000円でした。なお、令和6年度の収入と支出の差額については、令和5年度に実施した工事に対する企業債が多くなっており、収入が支出を上回っているように見えますが、実際には不足額が生じており、それについては補填財源で賄っているような状況になります。

続きまして、貸借対照表について説明いたします。貸借対照表では、どのような資金調達を行い、どのような資産を得ているかということ把握することができます。

こちら、令和6年度の貸借対照表をまとめたものになります。左側の資産の部として、下水道事業の主たる資産である処理場や、下水道管等の固定資産と、現金、預金及び将来の収入予定である未収金等の流動資産を表示しております。資産の合計は143億9,035万5,000円となります。右側は、企業債や未払金などの負債の合計は、95億8,369万9,000円、企業経営の元手となるもの、資本の合計に関しては、48億665万6,000円、負債の部と資本の部の合計が143億9,035万5,000円となり、資産の部と一致することが分かります。

続きまして、キャッシュ・フロー計算書の説明になります。キャッシュ・フロー計算書

は、一事業年度の資金収支の状況を業務活動、投資活動、財務活動の3つの区分で表した報告書になります。この計算書により、一事業年度内の現金収支を見ることができます。

こちらは、令和6年度のキャッシュ・フロー計算書をまとめたものになります。合計の欄をそれぞれ見ていきますと、業務活動が5億4,244万8,000円のプラス、投資活動が7億6,106万6,000円のマイナス、財務活動が3億3,147万3,000円のプラスになっており、最終的には1億1,285万5,000円の資金の増加になりました。キャッシュ・フロー計算書は、業務活動、投資活動、財務活動の3つのキャッシュ・フローがプラスなのかマイナスなのかの組合せによって、代表的なパターンに分けることができます。そこから経営の分析をすることが可能となります。今年度は業務活動がプラス、投資活動がマイナス、財務活動がプラスとなっており、パターン2、本業の現金出納はおおむね良好ではあるが、投資の財源、借金、つまりは企業債に依存していることが想定され、今後、返済の負担の増加が予想されるという状況になっております。

ここから、経営指標についての御説明になります。経営指標とは、決算書や経営比較分析表に掲載しており、ホームページでも公開をしております。経営比較分析表とは、総務省が全国の団体を取りまとめて作成しているもので、経営状況や課題を把握しまして、ほかの団体と比較できるものになっております。こちらに記載している類似団体とは、総務省が公表しているもので、処理区域内人口や処理区域内人口密度、供用開始後の年数によって、同規模の団体が分けられております。神奈川県内では、逗子市は綾瀬市や寒川町が類似団体として区別されております。今回は、そちらに記載のある主要な指標5点について類似団体と比較することで、逗子市の下水道事業の経営の状況について数値で見ていきたいと思っております。

初めに、経常収支比率について見ていきます。経常収支比率とは、使用料収入や一般会計からの繰入金などの収益で、維持管理や支払利息などの費用がどの程度賄えているかを示す指標になります。先ほどの損益計算書で御説明した経常収益を経常費用で除したものになります。一般的には100%を基準として、下回ると単年度収支が赤字であることが分かります。令和6年度に関しては、逗子市は96.4%であり、赤字経営になっているということが分かります。

続いて、有形固定資産減価償却率について説明します。こちらは、有形固定資産の老朽化の度合いを示す指標であり、償却対象資産の減価償却の状況を把握することができます。貸借対照表上の有形固定資産と減価償却累計額の数値から求められていまして、一般的には数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いということが示されております。令和6年度に関しましては34.3%でありまして、昨年度から4.7%の増という結果でした。

次に、流動比率についてです。流動比率とは、1年間に支払うべき債務に対して、支払うことができる現金等がある状況なのかを示す指標になります。100%を下回ると、1年以内に現金化できる資産が、1年以内に支払わなければならない負債を賄えていないとい

うことが分かります。令和6年度の数值は232.2%でありまして、これは、令和5年度に実施した工事に対する企業債が、年度中、令和5年度中に借入れができずに、令和6年度の収入になったため、流動資産が増加したことによるものだと考えられます。

続いて、汚水処理原価についてです。汚水処理原価とは、有収水量1 m³当たりの汚水処理費を求めることができ、効率的な処理をできているか、効率的な経営ができているかの指標になります。算出に求められる汚水処理費は、資本費と維持管理費で構成されており、ストックマネジメントの推進や数值の改善を図るとされております。令和6年度は150.0円であり、他団体と比較してやや高めの傾向になっております。また、令和6年度の逗子市の使用料単価は、126.2円となっておりますので、汚水処理原価が使用料単価を上回っており、使用料収入で汚水処理経費を賄っていないということになります。

最後に、経費回収率について説明いたします。経費回収率とは、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを示した指標になります。使用料収入、下水道使用料を汚水処理するためにかかった費用を除いて求めます。一般的に100%を下回っている場合、汚水処理費に係る費用を、使用料収入以外の収入で賄っているということを意味します。そのため、適正な使用料収入の確保や、汚水処理費の削減が必要と考えられます。令和6年度では84.1%、令和4年度に使用料改定があったことにより、やや改善傾向に見えますが、依然100%を下回ってしまっているという状況になります。

下水道事業の財政状況について御説明をさせていただきました。逗子市の下水道事業のことを御理解いただき、今後の御審議に生かしていただければ幸いです。

長い時間、ありがとうございました。以上になります。

鎌田会長

御説明をありがとうございました。かなりいろいろ御説明をいただきました。多分今日、ぱっと話を今、聞いていただいて、全て御理解いただくのは難しいかなというところもありますので、ひとまずお伺いをしておいていただいて、次回までにお手元の資料等を見ていただいて、また、いろいろ勉強していただければとは思いますが、今の時点で、何か皆様方から御質問があればお受けをして、時間も限られますので、場合によっては、また後ほど事務局のほうにお尋ねということでもいいのかと思いますので、御質問のある方は挙手をいただいて、御発言いただければと。お願いいたします。

松森委員

ちらっとおっしゃっていたんですけど、汚水1 m³当たりの使用料というのを、お幾らと言いましたか。128円だったか30円だか、そのぐらいの金額をちらっと。

鎌田会長

御回答いただいてよろしいですか。

池永主事

使用料単価は126.2円になります。

松森委員

126.2円ですか。これというのは、こっちのほうの下水道使用料のしくみの、今後の改定についての5ページのところに別表があって、汚水の使用料の金額が書いてありますけど、これは当然使う量によって、典型的に値段が違いますので、この126.2円というのは、これは平均ということですか。

池永主事

126.2円は平均ではなく、令和6年度の実績になります。

松森委員

コストということですか。

鎌田会長

そうですね、はい。なので料金とは別ということですよ。

松森委員

ということは、得られるコストではない。それで全体に入れる、平均金額みたいなものですよね。

鎌田会長

そういうことです。なので、処理するのに、幾らお金がかかる。下の単価として幾らかというだけなので、料金の話はまた次のところで御説明をいただくという形になります。

そういうことでよろしいですよ、単価ということで。

松森委員

コストの単価みたいなものですよね。

吉井係長

使用料単価は、処理水量1 m³あたり、いくらの使用料収入があったかということですよ。

松森委員

収入ということで、はい。

鎌田会長

よろしいですか。

松森委員

はい。

鎌田会長

その他。

船田課長

1点、すみません、修正がありまして、資料で24ページのスライドで、損益計算書を見ようというところの表ですけれども、こちらの下段で、四角く囲った営業収益をプラスとなっているのですが、マイナスの間違いでございます。後日、会議資料をホームページ上げさせていただくときは、正しいものを掲載します。

鎌田会長

分かりました、承知いたしました。

船田課長

そのような扱いでよろしいでしょうか、皆様。

鎌田会長

はい、そのように御対応いただければと思います。ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。それでは、今、財政状況のお話ですが、続きまして議題の3が下水道使用料のしくみについてということですので、こちらを説明いただいて、また何かあれば、財政のところに戻っていただいても構いませんので、後ほど御質問いただければと思いますので、それでは、下水道使用料のしくみと今後の改定についてということで、今、スライドが出ていますが、事務局から御説明をいただいてよろしいでしょうか。

吉井係長

それでは引き続き私、吉井のほうから、下水道使用料のしくみと今後の改正について、御説明をさせていただきます。

まず初めに、下水道使用料のしくみというところから、水道料金と下水道使用料について御説明いたします。既に御説明しているとおり、逗子市の下水道は市の事業として行っておりますが、上水道は神奈川県県営水道が行っている県の事業になります。それぞれ別で事業を行い、別の料金体系を設定しています。

本市の下水道は、昭和47年4月1日に供用が開始されたことに伴い、維持管理費に充てる財源として、使用者から使用料の徴収を開始いたしました。平成15年度からは、上水道の料金と下水道の使用料を一括して納付することにより、使用者の利便性の向上を図りました。平成17年度の改定を最後に、長い間、使用料を据え置いていましたが、公営企業会計に移行し、赤字が顕著化したことにより経営改善を図るため、令和4年7月1日に使用料の改定を行いました。また、来年、令和8年7月1日に使用料の改定を予定しております。詳細については後ほど説明させていただきます。

下水道使用料には2つの原則があります。1つ目は独立採算制の原則です。公共下水道事業は、水道や病院事業と並び、地方財政法という法律で、自治体が運営する公営企業として位置づけられています。公営企業である下水道事業の経営は、事業の経費はサービスを提供した結果、得た収益で賄うこととされています。つまり、公共下水道事業に必要な経費は、使用者の皆様から徴収した下水道使用料で賄い、経営を行うという原則になります。続いて、雨水公費、汚水私費の原則になります。これは、雨水の排除に係る経費は公費、つまり、市税である一般会計からの繰入金を充当し、汚水の処理に係る経費は、下水道使用料を充当するという原則になります。雨水は自然現象によるもので原因者が特定できないこと、雨水排除というサービスの結果、利益を受ける範囲が広く、市民全員に及ぶことから、市民から徴収した税金によって費用を負担します。それに対し、汚水は原因者

が汚水を排出した人であると特定できるため、使用者から徴収した下水道使用料をもって費用を負担することとなります。上水道使用水量を基に排水量を認定し、下水道使用料を算定するような形になっております。

続いて、下水道使用料徴収の法的根拠について御説明いたします。下水道使用料の徴収については、下水道法第20条により定められており、料金は地方公共団体が規定する条例で定めることとされています。下水道使用料は、水量及び水質、使用者の使用の様態に応じて、適正な原価を定率または定額をもって明確に定め、全ての使用者が平等に負担することが求められています。逗子市下水道条例では、第11条で使用料の徴収について定めています。詳細はこちらの別表のとおりです。本市では、0から8 m³までを基本料金とし、その後、数量が増えるにつれて加算額を設定しています。下水道使用料の基準となる排除汚水量は、家庭から流れ出た汚水の計測が困難であるため、原則、上水道の使用水量をもって認定しています。

次に、使用料体系について御説明いたします。使用料体系とは、個々の使用者に対して、使用対象経費をどのように分配し、負担してもらうかを体系化したものです。まず、基本料金は、先ほど説明した別表で言うところの8 m³までの分679円が現在の基本料金になります。こちらは、使用水量の有無に関係なく付加されるもので、基本的には下水道を使っている人全員が払うものになります。改定の検討を行う際には、基本料金を高く設定することで、一定の収入確保ができることから、経営面は安定的になると考えられます。ただし、基本料金内での水量しか使用しない方の負担が大きくなってしまいう問題点があり、その点に注意して料金設定をする必要があります。これらのことを踏まえまして、実際に使用料の計算をしてみたいと思います。例として、2か月で使用水量が40m³の場合の使用量を別表を基に算出していきます。計算方法としましては、基本料金不足超過分、つまりは従量料金の額となっており、基本額は下水道の使用者全員から徴収し、基本水量8 m³までが均一料金となっています。基本額を超えて使用している方については、1 m³につき料金が加算されていきます。現行の使用料は、基本額が679円、基本額を超えて9から15 m³までは1 m³につき104円のため、728円、16から20 m³までは1 m³につき109円のため、545円となります。これらの合計1,952円の2か月分である3,904円に消費税額390円を加えた4,294円が下水道使用料になります。なお、通常、本市の下水道料使用料は、2か月に1回の徴収のため、条例で定めている別表を2倍にして計算をするような形になります。

続きまして、来年に控えております使用料の改定について説明させていただきます。さきに沿革でも少し触れましたが、令和8年7月1日に改定することを予定しております。前期のメンバーではありますが、こちらの審議会に諮問し、御審議いただいた内容で改定案を作成しております。先ほど御説明した逗子市下水道条例第11条の別表を改正しますので、12月の市議会において議案として提出する予定としております。

改定の概要としましては、平均改定率については140%になります。なぜ140%という数

字にしたかといいますと、今回の改定においては、急激な負担増を避けるため、現在、公表されている経営戦略の基本方針と目標に基づき、まずは単年度赤字の解消として、経常収支比率100%の達成と、公営企業会計の原則にのっとり健全な経営にするために、経費回収率100%の達成を目標としました。物価上昇等を加味した、令和9年度に想定される汚水処理費10億1,584万円を賄うためには、令和5年度の使用料収入7億5,750万円を約1.4倍にすることで、達成できるという試算になっております。

こちらが詳細な使用料改定案になります。基本料金については、679円から900円の221円、従量料金については、1 m³当たり大体35円から240円の引上げになります。本市における下水道使用料は、一般家庭の利用者が大半を占めるため、従量使用料の検討に当たっては、一般家庭への負担を考慮し、使用水量が比較的少ない利用者の改定率を低く、使用水量が多い利用者ほど、改定率が高くなるような単価を設定いたしました。

こちらが、一般家庭の平均的な水量といわれる、1か月当たり20m³で計算した使用料になります。先ほどのスライド11でも説明しました計算方法によって、現行との比較をさせていただいております。改定後は、基本使用料と重量使用料合わせて2,598円となり、改定前の料金と比較して646円の増額となります。

続いて、こちらの表は、使用水量別の2か月分の使用量を比較しているものです。目安については、ライフスタイルや事業内容にもよりますが、このぐらいの家族構成、事業者だと、このぐらい使用しているというのを例示しています。

例えば、一番左の10m³、単身世帯を想定していただければいいかと思いますが、こちらの場合は基本料金のみがかかってくるので、現行の1,358円から1,800円、2か月で442円の増額となります。左から3つ目、35m³、幼い子供が二人いる四人世帯を想像していただければいいかと思いますが、この場合ですと、3,359円から4,471円、2か月で1,122円の増額となります。100m³、小さな飲食店を想像していただければいいかと思いますが、この場合ですと、1万3,504円から1万8,936円、2か月で5,432円の増額となります。1,500m³、比較的大きなスーパーを想定していただければいいかと思いますが、この場合ですと、35万4円から、53万4,136円、2か月で18万4,132円の増額を予定しております。こちらの表からも、使用水量50m³までの一般家庭世帯が比較的増加率を抑えられていることが分かるかと思いますが。

次に、今回の使用料改定によって得られる効果について、表を御覧ください。今回の改定の目標は、先ほど申し上げましたとおり、経常収支比率と経費回収率100%の達成になりますが、改定後の令和9年度の決算において、どちらの指標でも100%を上回る、つまりは黒字経営となる見立てになります。

最後に、使用料改定に至った経緯について説明させていただきます。逗子市では、将来にわたって安定的な事業を継続していくため、令和2年度に逗子市公共下水道事業経営戦略を策定し、その後、令和4年7月に行った下水道使用料改定による財政状況の結果検証

や、浄水管理センター再整備基本構想等に基づいた今後の投資試算を踏まえ、経営戦略を令和6年1月に改定していました。本日、席の上に配付しているものになります。こちらの経営戦略の改定に当たり、経営の基本方針「安全・安心で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供する」というところを設定し、8つの経営方針を定めました。経営方針の中でも、①から③が使用料改定に係る方針であり、今回予定している改定については、①の経常収支比率100%と、②経費回収率100%の達成を目標としております。経営戦略の改正後、全体改定率及び使用料体系の検討を本審議会にて御審議いただきました。令和6年10月に諮問をし、令和7年6月までに計5回の審議を重ね、新たな料金表を含めた答申を受けました。審議会では、全体改定率を決定した後に、料金体系について6つのパターンを提示して、委員の皆様にご審議いただいた形になります。基本使用料のみを引き上げるもの、従量料金のみを引き上げるもの、大口利用者、つまり使用水量が500m³以上の使用者の単価を引き上げるもの、また、基本額、加算額を一律140%引き上げるもの、子育て世帯と想定される使用水量30から40m³の使用者に配慮したもの、一般家庭世帯と想定される使用水量40m³以下の使用者全体の負担に配慮したもの、計6パターンで検討いたしました。それぞれにメリット、デメリットがあり、例えば、先ほど申し上げましたが、安定的な経営をするためには、基本料金からしっかり値上げしたほうがいいのですが、少量使用者に大きな負担がかかることがあります。少量使用者に配慮し、大口利用者に大きな負担をお願いするとなると、その大口利用者の使用水量によって、市の使用料収入が左右されやすくなり、安定的な経営につながらないことなどが挙げられ、バランスを考慮し決定してまいりました。

本市では、一般家庭世帯の利用者が大半を占めることから、一般家庭に配慮をしたパターン6の内容で答申を受けました。答申を受け、審議会の意見を尊重し、その内容を引き継ぎ、今回の使用料改定案を作成しました。こちらの審議内容については、市ホームページにおいても議事録などを掲載しておりますので、ぜひ御覧いただければと思います。

以上で、下水道使用料のしくみと今後の改定についての説明を終わらせていただきます。

鎌田会長

ありがとうございました。料金の仕組みと、今後予定されている使用料の値上げについて御説明をいただきました。皆様方から、細かなところは置いていただいているものや、ホームページで資料を確認いただければと思いますが、御質問、御意見等があれば賜ればと思いますが、いかがでしょうか。

松森委員

御意見のほうを言っているのですか。

鎌田会長

はい、どうぞ。

松森委員

この基本料を上げたいんですね、本当は、安定的経営のために、そういうふうにおっしゃいましたよね。でも、基本料を上げると、8 m³未満の少量しか使っていない家庭に負担を上げてしまうということがネックだから、基本料を上げづらいというような説明だったと思うんですけども、そういうのであるならば、1 m³の値段が高いんですね。1 m³、幾らですよね。そうしたら、基本料金が8 m³だったらそれでいいとしても、じゃあ、7 m³、6 m³という基本料金みたいな値段を別個につくってみてはどうですか。そうしたら、基本料金を仮に上げたとしても、仮に6 m³しか使わない人だったら、8 m³のお金、払わなくていいじゃないですか。5 m³しか使わない人だったら、6 m³の少ないお金でできますし、逗子市の下水道課としては、8 m³の基本料金を上げることができると、そういうアイデアは出なかったんですか。

鎌田会長

どうでしょうか。事務局のからお答えいただいてよろしいですか。お願いいたします。

吉井係長

もちろん審議会の中でも検討はいたしました。あと、例えば上水道は今回、口径別にして、基本料金を4 m³に引き下げましたし、ほかの市町村でも、基本水量という考え方をなくしている市町村もあるので、そこについても一応検討はしたんですけども、今現在、8 m³までを基本料金としていて、他市町村も、まだ圧倒的に8 m³までを基本料金としていくことが多いということで他市町村との比較がまずしやすいということだったりとか、あとはある程度の高めに基本水量を設定しないと、こちらの収入の見込みですとか、先ほども申し上げましたとおり、安定的な収入というものもある程度見込みがないと難しいというところがあるので、今回の審議では、現行のままというか、8 m³までを基本料金として改定率のバランスを取っていこうという話になりました。

松森委員

でも、それだと、何か逗子市の本音からちょっと外れているような気がするんですね。やっぱり本音としては、基本料金を上げたい。それは確かにあるわけですよね。でも、今言ったように、使用量が少ない世帯にも配慮したい。そうすると、やっぱり6 m³、7 m³、8 m³とか、そうしたら、ちょっと表が1つ、2つ増えてしまいますけど、そこはちょっと煩わしいところではありますけれども、でも、何か結構解決案として、私はそれは割と粹な案だなと思うんですけど、いや、現行が、8 m³が今までの習慣だからというので、何かその案を排除しちゃうのは、ちょっともったいないような気がするんですけども、私もちょっとこの意見は今ぽっと出ただけの意見ですので、私はそれをすごく主張しているわけではありません。今、ぽっと出ただけの意見を言っているだけの話なんですけれども、でも、何かちょっともったいないような気がします。せつかくそういう案が出た。

鎌田会長

ここをぜひ読んでいただければ経緯が分かると思いますので、下水道の話は基本料金の

話と、基本水量の話があって、自治体によっては、もう基本水量を廃止して、使った分だけということも検討されているところも結構ございます。

今回、これを読んでいただければ分かると思うんですが、逗子市ぐらいの事業者の規模だと、なかなか検討できる項目も少ないというところだったので、いろんな委員からの御意見はあったのは確かです。なので、今後、また審議会は続きますので、その中で、これで値上げは終わりという話でなくて、今後も料金の見直しというのは継続的に段階的にやっていくということですので、ぜひちょっと議事録で確認いただくと、ある程度どういう審議だったかなということがわかるかと思えます。

松森委員

ちょっと今たまたま思いついただけの話で、強く主張したいわけじゃありませんので。

鎌田会長

御意見はありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

崎間委員

すみません、その議事録にあるかもしれないんですけど、そもそも8㎡未満の世帯数の割合はそんなに大きくないということなんですか。

吉井係長

割合自体は、ある程度います。ただ、金額としてはやっぱりどうしてもそんなに大きくないというところで、影響についてはそこまで大きくはないという考えです。

崎間委員

はい、分かりました。

鎌田会長

よろしいですか。資料を見ていただければということと、あとは検討できる範囲もある程度限られちゃうので、今回、この後の委員会で、もう少し細かいところまで検討しようとか、そういうところはぜひ、いろんな御意見もいただいて、次、この期間で料金改定という話にはならないとは思いますが、この先も見据えて、いろいろ御意見を賜ればなと思いますので、ちょっと確認をいただければと思います。ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。財政のところに戻っていただいても構いませんが、財政と、それから料金の改定がございしますが、よろしいですか。

それでは、特にないようでしたら、議題4のその他の今後のスケジュールについて、事務局から御説明をいただければと思います。よろしく願いいたします。

池永主事

今後のスケジュールに関して御報告になります。資料3のスケジュール案を御覧ください。令和7年度の予定は入っていませんが、今後、基本的には令和8年度、9年度にかかまして、現行の、机上で配付させていただいた経営戦略の改定を議題として、審議会を進めていきたいと考えております。

令和8年度に関しては、3回程度、令和9年度に関しては、9月までの改選までに審議会を1回程度予定しております。現時点での予定になりますので、回数とかはまだ確定ではないのですが、資料3のスケジュールにのっとり開催していきたいと考えておりますので、御承知おきいただければと思います。よろしくお願いいたします。以上になります。

鎌田会長

ありがとうございます。このスケジュール案を見ていただければ分かると思いますが、最終的には、この経営戦略の変更だったり修正をしたいというのが、今回の審議会の期間内のスケジュールになるかなと思いますので、直接、先ほどお話しした料金等々に関して、皆様の御意見を反映することは難しいかもしれませんが、経営戦略に基づいて、その後、料金をどうするかという議論がまた出てくるかだと思いますので、皆様方々からいろんな意見を賜りながら、こちらも修正を進めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今日の議事は以上になりますので、進行を事務局のほうにお戻しさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

船田課長

本日はどうもありがとうございました。今後とも、皆様の多大なるお力添えをお願いいたします。次回の開催時期は、令和8年1月頃に引き続き、逗子市の下水道についての勉強会として、浄水管理センターの施設見学を予定しております。日程調整等につきましては、改めて御連絡をさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。